

○岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則（平成15年3月31日規則第31号）

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県乗鞍環境保全税条例（平成十四年岐阜県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（条例第三条第三号の自動車）

第三条 条例第三条第三号の規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 身体の障害のある者を輸送すべき相当の事情があるものと認められる自動車
- 二 回送車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下この号において「タクシー」という。）にあっては、回送板（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十条第六項の回送板をいう。）を掲出するもの（当該回送板を掲出していないタクシーのうち、旅客が指定する場所まで当該旅客及び当該旅客以外の旅客が乗車しない状態で運行中のものを含む。）に限る。）

（申告書）

第四条 乗鞍環境保全税の申告納入又は申告納付若しくは修正申告納付に係る申告書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申告書によらなければならない。

- 一 条例第六条第三項の納入申告書 別記第一号様式
- 二 条例第九条の申告書及び条例第十条第二項の修正申告書 別記第二号様式

（更正の請求）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の九の三第一項又は第二項の規定により乗鞍環境保全税に係る更正の請求をしようとする特別徴収義務者又は申告納税者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による請求書を岐阜県飛騨県税事務所に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者 別記第三号様式
- 二 申告納税者 別記第四号様式

（過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限）

第六条 地方税法第七百三十三条の十八第一項若しくは第三項又は第七百三十三条の十九第一項若しくは第二項の規定により乗鞍環境保全税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を徴収する場合におけるこれらの加算金額の納期限は、当該加算金額に係る次条の規定により適用する岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十一条第一項又は第二項に規定する通知書を発した日から一月を経過した日とする。

（賦課徴収）

第七条 乗鞍環境保全税の賦課徴収については、この規則に定めがあるもののほか、岐阜県税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	その他県税	その他県税（乗鞍環境保全税を含む。以下同じ。）
第一条第二項	条例第二条の二第四項本文	条例第二条の二第四項本文又は岐阜県乗鞍環境保全税条例（平成十四年岐阜県条例第三十九号）第十三条第三項の規定により読み替えて適用される条例第二条の二第三項本文
第二条第一項	第三項ただし書	第三項ただし書（岐阜県乗鞍環境保全税条例第十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）
第三条	条例	条例若しくは岐阜県乗鞍環境保全税条例
	この規則	この規則若しくは岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第三十一号）

第七条	この規則	この規則及び岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則
第九条第一項	又は第百十三条第一項	若しくは第百十三条第一項又は岐阜県乗鞍環境保全税条例第十一条第一項
第九条第二項	又は第百十三条第二項	若しくは第百十三条第二項又は岐阜県乗鞍環境保全税条例第十一条第二項

一部改正〔平成一八年規則二五号〕

附 則

(施行期日)

- この規則は、条例の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
(岐阜県税条例施行規則の一部改正)
- 岐阜県税条例施行規則の一部を次のように改正する。
第十一号様式中を「岐阜県税条例(岐阜県乗鞍環境保全税条例)第 条の第 項」に改める。

附 則（平成十七年二月一日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第二十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十八日規則第百二十九号抄）

- この規則は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の岐阜県税条例施行規則（以下「新規則」という。）、第二条の規定による改正後の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則、第三条の規定による改正後の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則、第四条の規定による改正後の岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則及び第五条の規定による改正後の岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則(以下これらを「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後に行われる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による申請、届出、請求、申告、引継ぎ、通知、返納及び報告（以下「申請等」という。）について適用し、施行日前に行われた申請等については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の岐阜県税条例施行規則、第二条の規定による改正前の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則、第三条の規定による改正前の特定非営利活動法人に対する岐阜県税の特例に関する条例施行規則、第四条の規定による改正前の岐阜県乗鞍環境保全税条例施行規則及び第五条の規定による改正前の岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

別記

第1号様式

(用紙日本工業規格A4) (第4条関係)
全部改正〔平成27年規則129号〕

第2号様式

(用紙日本工業規格A4) (第4条関係)
全部改正〔平成27年規則129号〕

第3号様式

(用紙日本工業規格A4) (第5条関係)
全部改正〔平成27年規則129号〕

第4号様式

(用紙日本工業規格A4) (第5条関係)
全部改正〔平成27年規則129号〕